

「ほどがや市民活動センター管理運営業務委託」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、保土ヶ谷区入札参加資格・指名業者選定委員会要綱（以下「審査委員会要綱」という。）第8条第1項第4号の規定に基づき、「ほどがや市民活動センター管理運営業務委託」を公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等について定める。必要な手続き等については、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）」及び「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準（以下「運用基準」という。）」に定めがあるもののほか、この実施要領に必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 保土ヶ谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第8条第1項第4号に定められた審議事項は次の通りとする。

(1) プロポーザルの実施に関する審査

- ア プロポーザル公募条件の決定
- イ プロポーザルの評価方法の決定
- ウ 提出要請書の審査
- エ その他必要と認めるもの

(2) 特定に関する審査

- ア プロポーザルの評価
- イ 受託候補者の特定
- ウ プロポーザルの評価結果の通知

(実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) 提案書の作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 受託候補者は、次の各号に掲げる事項について提案書を作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務の実施方針
- (3) 業務実施体制
- (4) 当該業務の具体的な提案

(5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基本的事項
 - (2) 事業計画
 - (3) 管理運営
 - (4) その他、必要に応じて（同点の場合等）当該業務に必要な事項
- 2 評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。ただし、提案者が6者以上の場合には、第一次評価として書類選考を実施し、第二次評価として上位5者にヒアリングを実施する。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、ほどがや市民活動センター管理運営業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、プロポーザルの評価のうち、提案書の評価について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (2) ヒアリング
 - (3) 提案書の評価
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 保土ヶ谷区総務課長
副委員長 保土ヶ谷区福祉保健課長
委員 保土ヶ谷区区政推進課長
保土ヶ谷区こども家庭支援課長
保土ヶ谷区地域振興課長
- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の定足数の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を保土ヶ谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 評価委員会の総務は、保土ヶ谷区地域振興課が行う。
- 7 評価委員会は、非公開とする。

(評価結果の通知)

第7条 実施要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の審査)

第8条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審査及び採点が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和7年9月24日から施行する。